

未定稿

平成 14 年 9 月 4 日
「新しい障害者基本
計画に関する懇談会」
提出資料を基に作成

新障害者基本計画骨子（素案）

はじめに

I 基本的考え方

(ポイント)

- ・ 障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し支え合う共生社会の実現
- ・ すべての人の社会参加の機会均等
- ・ 障害のある人の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消
- ・ 障害のある人の挑戦支援
- ・ 重点施策実施計画の策定

II 基本的な方針

- 1 共生社会実現への国民理解の促進
- 2 障害態様の特性を踏まえた施策の展開
- 3 障害の原因となる疾病等の予防と障害者の利便のための福祉用具、ユニバーサルデザインの開発・普及
- 4 自立生活のための地域体制の整備
- 5 経済自立基盤の強化
- 6 利用者本位のサービス供給
- 7 精神障害者施策の総合的取組み

- 8 IT革命への対応
- 9 総合的かつ効果的な施策の推進
- 10 アジア太平洋「新障害者の十年」を踏まえた地域内協力強化への貢献

III 分野別施策の基本的方向

- 1 啓発・広報
- 2 生活支援
- 3 生活環境
- 4 教育・育成
- 5 雇用・就労
- 6 保健・医療
- 7 情報・コミュニケーション
- 8 國際協力

IV 推進体制等

啓発・広報

I 基本方針

障害の有無に関わらず、相互に個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進するため、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する。

II 施策の基本的方向

1. 啓発活動の推進

共生社会の理念の普及を図るため、行政、企業、NPO等の連携による啓発活動を推進する。

2. 福祉教育等の推進

福祉教育やボランティア活動等を通じて、障害及び障害者に対する理解を促進する。

3. 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

障害者が地域において安心して生活できるよう、公務員をはじめとする、各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の徹底を図る。

生活支援

I 基本方針

利用者本位の考え方方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して「豊かな地域生活の実現」に向けた体制を確立する。

II 施策の基本的方向

1. 利用者本位の生活支援体制の整備

(1) 身近な相談支援体制の構築

ケアマネジメント実施体制の整備、サービス内容の情報提供の促進、専門機関や事業のネットワーク化などを図り、地域の身近な相談支援体制を構築する。

(2) 権利擁護の推進

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用援助の促進などを図る。

(3) 障害者団体や本人活動の支援

障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、障害者本人の活動の支援を強化する。

2. 在宅サービス等の充実

- ホームヘルプサービス等の在宅サービスや地域の居住の場であるグループホーム等を障害者のニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実を図るとともに所得保障の充実に取り組み、地域での自立した生活を支援する。
- 障害者の家族に対する支援を充実する。

3. 施設サービスの再構築

(1) 施設等から地域への移行の推進

障害者本人の意向を尊重した地域への移行を促進するため、地域移行を支援するための事業の推進等を図る。

（2）施設のあり方の見直し

施設体系について、施設機能のあり方を踏まえた上で見直し、地域資源として再構築するとともに、重度・高齢化や行動障害などに対応する医療的ケア等を確立する。

4. スポーツ、文化・芸術活動の振興

障害者自身が自己実現できるようなスポーツ、文化・芸術活動のための環境を整備し、その振興を図る。

5. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

障害者のニーズに合わせた福祉用具の積極的な研究開発を進めるとともに、その普及促進と利用支援のために情報提供や相談の体制整備を図る。

6. サービスの質の向上

自己評価及び第三者評価の普及を図り、また、苦情解決制度を円滑に実施する。

7. 専門職種の養成・確保

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職種の養成・確保及び質の向上を図る。

生活環境

I 基本方針

障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

II 施策の基本的方向

1. 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- ・ 障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向け公共賃貸住宅の供給及びバリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。
- ・ ハートビル法に基づき、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。
- ・ 官庁施設について、障害者等すべての人の利用に配慮したバリアフリー化を推進する。

2. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

- ・ 交通バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進する。
- ・ 鉄道駅やバスターミナル等及び鉄道車両やバス車両等のバリアフリー化を推進する。
- ・ 障害者等すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、情報提供や普及啓発活動を展開する。
- ・ バリアフリー化された歩行空間のネットワーク整備を推進する。
- ・ 障害者等すべての人が快適に利用できるよう、公園、水辺空間等におけるバリアフリー化を推進する。

3. 防災・防犯対策の推進

- ・ 自力避難が困難な障害者等が利用する施設が立地する地域における災害対策を推進する。
- ・ FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）の導入、手話のできる警察官の交番等への配置等の施策を推進する。

教育・育成

I 基本方針

障害の重度・重複化や多様化に対応するため、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要があり、教育、福祉、医療等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子どもの自立や社会参加に向けた教育・育成施策の充実を図る。

II 施策の基本的方向

1. 一貫した相談支援体制の整備

乳幼児期から一貫した相談支援体制の整備を促進するとともに、地域におけるサービス提供者間の連携強化を図る。

2. 専門機関の機能の充実と多様化

障害の重度・重複化や多様化に対応するため、教育・療育機関は、障害のある児童生徒等の特別なニーズに応える地域のセンターとしての役割を果たす。

3. 指導力の向上と研究の推進

教育及び関係職員の専門性や指導力の向上を図るとともに研究の推進及び情報の提供を図る。

4. 社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立を促進するため、後期中等教育・高等教育における就学を支援するとともに、学校卒業後の就労等を推進する。

5. 施設のバリアフリー化の推進

教育・療育活動や交流を行う場として、障害のある人が円滑に利用できるよう施設のバリアフリー化を推進する。

雇用・就労

I 基本方針

雇用・就労は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。

II 施策の基本的方向

1. 障害者の雇用の場の拡大

(1) 雇用率制度を柱とした施策の推進

- ・ 障害者に自立や社会参加の機会を提供する協力な後ろ盾となる、障害者雇用率制度について、法定雇用率の達成指導の強化、除外率の縮小等により、民間企業・公務部門における障害者雇用の一層の促進を図る。
- ・ 精神障害者については、雇用義務制度の対象とする方向での取り組みを進めるための検討を進める。また、採用後に発病した精神障害者についての、職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図る。

(2) 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大

重度障害者多数雇用事業所や特例子会社における障害者雇用の取組みを支援するとともに、その蓄積されたノウハウを活かし、障害者の能力・特性に応じたさらなる職域の拡大に努める。

(3) 障害者が働きやすい多様な雇用・就業形態の促進

短時間雇用、在宅就業等障害者がその能力や特性に応じて働くことができるよう、雇用・就業形態の多様化の促進を図る。

(4) ITを活用した雇用の促進

ITの活用により障害者の職域の拡大、雇用・就業形態の多様化、職業訓練の充実など、さらなる障害者雇用の促進に努める。

(5) 障害者の雇用・就労を行う事業の活性化

障害者雇用等の社会的意義を踏まえて官公需における障害者多数雇用事業所等の優先発注の方法について検討するとともに、官公需の入札における障害者雇用率達成を条件付けることについても検討する。

2. 総合的な支援施策の推進

(1) 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進

障害者職業センターによるジョブコーチの活用等による職業リハビリテーションの充実、障害者就業・生活支援センターによる身近な地域での支援ネットワークの形成など関係機関の連携を重視した支援体制を構築する。

(2) 雇用への移行を進める支援策の充実

トライアル雇用の活用、授産施設等における支援、盲・ろう・養護学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図る。

(3) 障害者の職業能力開発の充実

障害者職業能力開発校における職業訓練の充実を図るとともに、民間教育訓練機関等への委託訓練等の拡大により、障害者の職業能力開発を促進する。

(4) 雇用の場における障害者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、適切な措置を講ずる。

保健・医療

I 基本方針

障害のある者に対して、適切な保健サービス、医療・医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図る。

II 施策の基本的方向

1. 障害の原因となる疾病等の予防・治療

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期にいたる健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する。

2. 障害に対する適切な医療の充実

障害の早期発見及び障害に対する適切な医療・医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減、重度化や二次障害及び合併症の防止を図る。特に、小児に対しては、障害に対応した成長・発達を支援する。

3. 精神保健・医療施策の推進

精神疾患の早期発見等に取り組み、患者の病態に応じた医療を提供するため、精神病床の機能分化、精神科救急システムの充実等を推進する。

4. 研究開発の推進

最新の知見や技術を活用しながら、障害の原因となる疾病等の予防、治療、再生医療等に関する研究開発を推進する。

5. 専門職種の養成・確保

理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、言語聴覚士及び司法精神科、児童精神科等に係る医師、看護師等の養成と適切な配置を図る。

情報・コミュニケーション

I 基本方針

IT（情報通信技術）の活用により、障害者の個々の能力をひきだし、自立・社会参加を支援するとともに、障害により、ITの利用機会及び活用能力に格差（デジタル・ディバイド）が生じないようにするための施策を積極的に推進する。

II 施策の基本的方向

1. 情報バリアフリーの推進

障害者の情報リテラシーの向上のための取り組みを推進するとともに、障害者に使い易いIT機器・システム、サービスや障害者に配慮したコンテンツの開発・普及を促進する。

2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

障害者の積極的な社会参加を支援する観点から、電子投票やテレワーク等の推進を図るための情報通信システムの開発・普及を促進する。

3. 情報提供体制の充実

情報提供関連施設の整備を促進するとともに、緊急通信、災害時の情報伝達等の体制を整備する。

4. コミュニケーション支援体制の充実

手話通訳者等の養成・派遣を推進するとともに、国民の手話に対する理解を促進する。

国際協力

I 基本方針

2003年からもう10年間、「アジア太平洋障害者の十年」が延長されたこと等も踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等による、アジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。

II 施策の基本的方向

1. リハビリテーション技術の交流、情報の交換、技術指導者の養成等の国際協力を一層推進する。
2. 国連や各種の国際的な非政府機関における、障害者問題についての行動計画やガイドラインの作成等の取り組み等に、関連する既存条約等との関係にも留意しつつ、積極的に参加する。
3. 障害者による国際交流を支援する。

資料2・参考

内閣府資料を基に作成

平成14年2月26日
障害者施策推進本部了承

新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定について

- 1 「障害者対策に関する新長期計画」が平成14年度で終期を迎えることに伴い、本年中を目途に平成15年度を初年度とする新たな障害者基本計画を策定する。
また、障害者基本計画の前期重点施策実施計画として、現行「障害者プラン」に替わる新たな障害者プランを策定する。

新「障害者基本計画」

(1) 計画の性格

障害者基本法で策定を義務付けられた法定計画。[閣議決定]

(2) 計画期間

平成15年度からの10カ年

(3) 計画内容

- ・ 計画の理念、目的
- ・ 基本的考え方（総合的、横断的事項）
- ・ 分野別の施策の基本的方向
- ・ 推進方法

新「障害者プラン」

(1) 計画の性格

新「障害者基本計画」の前期重点実施計画。[障害施策推進本部決定]

(2) 計画期間

平成15年度からの5年間

(3) 計画内容

5年間に重点的に実施すべき具体的施策

〔 福祉等公的サービス基盤、バリアフリー等
の分野においては極力数値目標を設定。 〕

2 検討体制

新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の検討に資するため、「新しい障害者基本計画に関する懇談会」を開催するとともに、障害者施策推進本部に施策分野別の検討チームを設置する。

新しい障害者基本計画に関する懇談会

- (1) 趣旨 新「障害者基本計画案」の作成に当たり、障害のある人等関係者の参加を求めて意見を聴取する。
- (2) 主催 官房長官
- (3) 参加者
- ・障害のある人の代表
 - ・障害者福祉関係事業団体の代表
 - ・学識経験者等
- (必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聴取する。)
- (4) 庶務 内閣府政策統括官（総合企画調整担当）において処理する。

障害者施策推進本部検討チーム

- (1) 趣旨 関係行政機関の緊密な連携の下に新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の総合的かつ効果的検討に資する。
- (2) 構成等
- ① 検討チームは以下の分野で設置する。
- | | | | |
|----------------|---------------|--------|--------|
| ・共通システム | ・教育・育成 | ・雇用・就労 | ・福祉・医療 |
| ・建物・交通等のバリアフリー | ・情報・コミュニケーション | | |
| ・国際協力等 | | | |
- ② 各検討チームは、内閣府及び分野毎の主要関係省庁の課長級で構成する。
- (3) 各検討チームの庶務は、厚生労働省等関係各省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（総合企画調整担当）において処理する。
- (4) 留意事項

検討に当たっては、関係団体、学識経験者等関係者から適宜意見を聴取する。